2013年10月1日以降始期契約用

海外旅行保険サポートガイド



海外旅行の保険

海外サポートデスク 年中無休・24 時間・日本語受付

海外のご旅行先から

通話料無料のワールドフリーフォンを ご用意しました。このサポートガイドの 2 ページにある 地域・国別一覧表でご旅行先の番号をご確認ください。

日本国内から 氏 0077 - 78 - 7365 (通話料無料) 03-6365 - 8885(有料)

QUU損害保険株式会社



ご契約者の皆さまへ

この「海外旅行保険サポートガイド」は、ご契約に伴う大切な事が ら、万一旅行先でケガなどの事故に遭われた場合の手続きおよびサービ スのご利用方法を記載したものです。必ずご一読のうえ、契約確認書ま たは保険証券とともに、海外旅行にご持参くださいますようお願いいた します。

弊社は24時間日本語でのサービスを行う「海外サポートデスク」の設 置をはじめとして、救急医療サービス会社等との提携により海外アシス タンスサービスを充実させております。万一の場合はこれらのサービス をご活用ください。

なお、記載内容にご不明な点やお気づきの点がございましたら、何な りと「海外サポートデスク」までお問合わせください。

では、ご無事で、すばらしいご旅行でありますようお祈りいたします。

サポートガイドご参照ページ・・・・・・・・					
Ⅰ. 海外サポートデスク・・・・・・・・・・	•		•	•	2
Ⅱ. キャッシュレス・メディカルサービス(ご旅行	þ)		•	•	3
Ⅲ. 緊急アシスタンスサービス、相談・紹介サービス					
Ⅳ. 各サービスご利用上の注意点 ・・・・・・・	•		•	•	3
V. キャッシュレス・リペアサービス(ご帰国後)・					
Ⅵ. ケガ・病気に関する英会話・英単語・・・・・・					
Ⅷ. 保険期間延長の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
Ⅷ. 保険金ご請求の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
IX. 海外旅行保険の概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•		•	•	7

P. 3

P. 3

P. 4

P. 6



サポートガイドご参照ページ

海外でケガや病気・トラブルで困った場合に備え、弊社ではさまざまなサービスをご用意しております。 このサポートガイドには、サービスの概要、ご利用方法、保険金請求方法等を記載しておりますので、状況に応じて該当ページをご覧ください。

事故にあった						
(例)						
い物中、お店のの回り品が壊れ	・身の回り品が盗難に遭った・ケガをした・病気になった					

	キャッシュレス (現金不要) 可能な病院で治療を受けたいとき			キャッシュレス・メディカルサービス
・ケガをした・丙司こなつと	医療施設への緊急移送が必要なとき 日本への緊急移送が必要なとき 医師・看護師を派遣してほしいとき 一旦治療費を立て替えて治療を受けたいとき 最寄りの病院、日本語の通じる病院を知りたいとき 保険の補償内容を知りたいとき 事故の一報を入れたいとき 事故の対応について相談したいとき	→	海外サポートデスク P. 2	緊急アシスタンスサービス 相談・紹介サービス
	スーツケースやカメラ等の修理サービスを利用したいとき			キャッシュレス・リペアサービス
	保険金の請求方法を知りたいとき 帰国後、保険金を請求したいとき	\Rightarrow		保険金ご請求の手続き
	APPLICATION OF COMMENTS			

※本サービスは予告なく変更・廃止することがありますので、あらかじめご了承ください。



I. 海外サポートデスク

年中無休·24時間·日本語受付

事故のご連絡、補償内容のご照会、保険金請求のご相談などの際は、「海外サポート デスク」へお電話ください。(契約確認書等をお手元にご用意ください)

日本語で対応しますので、次の項目をご連絡ください。

○ご契約者の氏名およびご契約時に入力いただいた電話番号 ○証券番号 ○保険期間 ○ご契約ブランまたは保険金額 ○現地滞在先ホテル等の住所、 電話番号 ○日本国内の連絡先住所、電話番号 ○お困りの内容

海外サポートデスクのご連絡先・ご連絡方法

海外から (ご旅行先から)

ワールドフリーフォン (通話料無料)

※地域によって電話番号が異なりますので、詳細は別表をご確認ください。 ※ワールドフリーフォンをご利用いただけない場合は、(81)-3-6365-8885までコレクトコー ルをご利用いただきご連絡ください。

※海外でのご滞在先の国・地域によっては、ワールドフリーフォンやコレクトコールをご利用いた だいてもお客さまのご負担が発生する場合があります。詳細は【電話ご利用上の注意点】をご 確認ください。

日本国内から(ご出国前やご帰国後)

10077-78-7365 (通話料無料)

※上記フリーコールがご利用いただけない場合は、03-6365-8885 (一般ダイヤル) へおかけ 直しください。なお、通話料はお客さまのご負担となります。

「海外サポートデスク」は株式会社プレステージ・インターナショナルとの提携により 運営されています。

【電話ご利用上の注意点】

①国内でも、一部のIP電話などでフリーコールがご利用いただけない場合がございます。その場合は一般ダイヤルにおかけ直しください。なお、通話料はお客さまのご負担となります。

合は一般ダイヤルにおかけ直しください。なお、通話料はお客さまのご負担となります。
②海外では、ご滞在先の国・地域、電話の機種や回線事情によっては、ワールドフリーフォン等に対応していない公衆電話など、ワールドフリーフォン・コレクトコールをご利用いただけない場合があります。その際は、通常の国際電話をご利用ください。なお、通常の国際電話をご利用された場合の通話料は、お客さまのご負担となります。
③海外から、ワールドフリーフォンまたはコレクトコールをご利用いただいた場合でも、ホテル等の客室内の電話または携帯電話からおかけの際に、ご滞在先の国内通話料相当額が必要となる場合や、サービス料・利用料がかかる場合等、お客さまのご負担となる費用が発生する場合があります。ご利用時には現地でご確認ください。
④また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話からご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。
⑤電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やお

⑤電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等やむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

「コレクトコールのかけ方 ※コレクトコール:電話を受ける側が通話料を負担する通話方法です。

し出るか現地の国際電 換手)呼出し番号をダ イヤルします。

現地の国際電話局のオペレー タ(交換手) にコレクトコー 話局のオペレータ(交 ▶ ルを申し込んでください。(「コ ▶ レクトコールの通話例」をご 参照くださ(ハ)

「海外サポートデス ク」のオペレータ と日本語でお話し になれます。

コレクトコールの通話例

現地の国際電話局のオペレータ(交換手)との会話は現地語または英語で行う 必要があります。下記の<通話例>をご参照ください。

中国から「海外サポートデスク」へコレクトコールで電話をかける場合 ホテルのフロントに申し出るか、現地の国際電話局のオペレータ(交換手) の呼出し番号をダイヤルします。

●オペレータ(交換手)にコレクトコールを申し込みます。

〈オペレータ〉 Overseas operator. (国際電話局です) I d like to make a collect call to Japan. (日本にコレクトコールをかけたいのですが) 〈お客さま〉

What number are you calling? (何番をお呼びですか?) 〈オペレータ〉 I'm calling 3-6365-8885. (3-6365-8885 です) 〈お客さま〉

〈オペレータ〉 | Japan 3-6365-8885? (日本 3-6365-8885 ですね?)

Yes. (はい) 〈お客さま〉

 $\stackrel{\checkmark}{M}$ ay $\stackrel{\checkmark}{I}$ have your name and telephone number? (あなたのお名前と電話番号をどうぞ) 〈オペレータ〉

プス イズ ミスター カトー アト デナイナ This is Mr.Kato at China "お客さまの電話番号 " (中国 "お客さまの電話番号"の加藤です)

〈お客さま〉

オール ライト ウィル コール ユー バック Hang up All right. We'll call you back. (Hang up and wait, please. (承知し、まし、ナー 〈オペレータ〉 (承知しました。

〈お客さま〉 Thank you. (ありがとう)

プンキューフォーラン・イティング せく フェ オン ザ タイン ゴー アヘンド Thank you for waiting. They are on the line. Go ahead, please. (お待たせしました。お出になりました。どうぞお話しください) 〈オペレータ〉

別表	5	フールドフリ <i>ー</i> フォン	/
地域	滞在地	通信会社	電話番号
	中国	CHINA Unicom CHINA Telecom	4001-204869 00-800-80088777
	台湾	Chunghwa Telecom	
	フィリピン	PLDT	
	マカオ	CTM	00-800-80088777
	マレーシア	Telekom Malaysia Time	
	香港	Reach	
	シンガポール	Singtel	001 000 00000777
	タイ	CAT Telecom	001-800-80088777
アジア		Korea Telecom	
	韓国	LG U+	002-800-80088777
		Onse Telecom	008-800-80088777
	インドネシア	INDONESIA	007803-81-1-0008
		Bezea	014-800-80088777
	イスラエル	Smile	00-800-80088777 012-800-80088777
	インド	INDIA	000800-810-1198
	バハレーン	BAHRAIN	80000-443
	ベトナム	VIET NAM	120-81-022
グアム・サイパン	グアム	GUAM	1-866-815-9567
	サイパン	SAIPAN	1-866-999-1574
	リーハン	AT&T	1-000-999-1074
	アメリカ・ハワイ	Sprint	1-844-225-3016
) × 9 // • / • / •	Verizon	011-800-80088777
北米・ハワイ	カナダ	TATA Communications	1-844-214-2162 011-800-80088777
	バミューダ	BERMUDA	1-800-455-0125
	アルゼンチン	Telecom Argentina Telefonica de Argentina	0800-444-5075 00-800-80088777
	メキシコ	MEXICO	01-800-123-1804
中南米	ブラジル	BRAZIL	0800-761-0496
	コロンビア	Colombia Telecom	009-800-80088777
	チリ	CHILE	1230-020-2494
	ペルー	PERU	0800-55-332
		Optus	1-800-549-385
オセアニア	オーストラリア	Telstra	0011-800-80088777
	ニュージーランド	Telecom NZ	00-800-80088777

	アイルランド	eircom	
	イギリス	BT	
	1 イリス	C&W	
	イタリア	Telecom Italia	
	オーストリア	A1 Telekom Austria	
	オランダ	KPN	
	スイス	Swisscom	
	スウェーデン	TeliaSonera Sweden	
	スペイン	Telefonica	00-800-80088777
	チェコ	Telefonica 02 Czech	00-800-80088777
	デンマーク	iBasis	
	ドイツ	Deutsche Telecom	
ヨーロッパ	ノルウェー	Telenor	
コーロッハ	ハンガリー	Deutsche Telecom	
	ベルギー	Belgacom	
	ポルトガル Portugal Telecom		
	ルクセンブルグ	P&T	
	フランス	France Telecom	
	7724	FRANCE(&Monaco)	0800-91-7388
	モナコ	Monaco	0000-91-7300
	ギリシャ	GREECE	00-800-8113-0120
	フィンランド	Elisa	999-800-80088777
	フィンフンド	TeliaSonera	990-800-80088777
	ポーランド	POLAND	00-800-811-1207
	ルーマニア	ROMANIA	08008-97003
	ロシア		8-800-100-6981
アフリカ	エジプト	EGYPT	0800-0000-659
7 7 9 11	南アフリカ	S AFRICA	0800-98-8588
上記以外の地域ない場合(コレク	(81) -3-6365-8885		

KDDIジャパンダイレクト

海外から日本国内へのコレクトコールにはKDDIジャパンダイレクトがご利用いただけ ます。KDDIのオペレータが24時間・年中無休で日本語でおつなぎいたしますので、海 分からいつでも日本語だけでかけられます。ご滞在先の国・地域により、KDDIジャバンダイレクトへのアクセス番号が異なります。アクセス番号は、あらかじめKDDIジャバン ダイレクトのホームページをご参照のうえ、ご確認ください。

<KDDIジャパンダイレクトアクセス番号一覧> http://www.001.kddi.com/accessnumber/index.html



Ⅱ. キャッシュレス・メディカルサービス(ご旅行中)

キャッシュレス・メディカルサービス

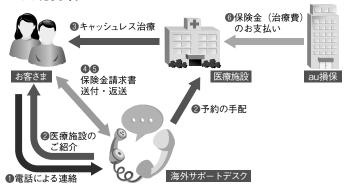
〈提供サービス〉

「海外サポートデスク」では、病院ネットワークを活用し、最寄りの適切な病院を ご紹介することにより、病院においてその場で治療費を自己負担することなく治療を受けられる「キャッシュレス・メディカルサービス」を提供いたします。治療費は保険金として弊社から提携病院へ直接お支払いします。

※お支払い対象とならない保険事故、費用についてはお客さまの自己負担となります。

〈ご利用方法〉

- ●「海外サポートデスク」にお電話ください。※必ず事前にご連絡をお願いします。
- ② サービスを受けられる医師、医療施設をご紹介します。また、紹介させていただいた病院が予約可能な場合、「海外サポートデスク」にて予約をいたします。
 ※予約が不可能な医療施設に関してはオペレータの指示にしたがい受診してください。
- ⑤ 治療をお受けください。ご本人の確認をさせていただく場合がございますので、病院をご利用の際はパスポート・保険金請求書をご持参くださるようお願いいたします。



・キャッシュレス・メディカルサービスご利用上の注意点

- 1. キャッシュレス・メディカルサービス提携病院ご利用時の注意点
 - 海外では受診に際し、事前予約が一般的です。ただし、総合病院の救急外来では予約を受け付けないケースが多く、また待ち時間も比較的長くなります。土曜日、日曜日、祝日は原則としていずれの病院も休診となりますので、あらかじめご了承ください。
 - 緊急治療を除き、未成年のお客さまの治療の場合は、親権者のご承認が必要なことがあります。
- 2. 治療後にキャッシュレスのご利用を希望された場合の取扱いについて

治療後にキャッシュレス・メディカルサービスご利用のお申し出をされても、サービスが受けられない場合がごさいますので、あらかじめご了承ください。その場合には、お手数ですが治療費を一旦ご負担いただいた上で帰国後保険金をご請求ください。

3. 少額の治療費の場合の取扱いについて

治療費が少額の場合、病院・医師によってはお客さまご本人による治療費のお支払いを求められる場合がございますので、あらかじめご了承ください。その場合には、お手数ですが治療費を一旦ご負担いただいた上で帰国後に保険金をご請求ください。

4. キャッシュレス・メディカルサービス提携病院が他の病院を紹介した場合の取扱いについて

キャッシュレス・メディカルサービス提携病院が紹介した他の病院ではキャッシュレス・メディカルサービスを受けられない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<u>5. キャッシュレス治療の場合に、病院から治療費の請求書が送られてきたときの取扱いについて</u>

キャッシュレス治療の場合でも、お客さまに病院から治療費の請求書が送られて くることがございます。この場合、お手数ですが 「海外サポートデスク」までご連絡ください。

※各サービスご利用上の注意点(下記N.) もあわせてお読みください。



Ⅲ . 緊急アシスタンスサービス、相談・紹介サービス

緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合などは、「海外サポートデスク」へお電話ください。

〈提供サービス〉

ケガや病気になった場合	患者の医療施設への移送患者の日本への移送現地での医師の往診手配
ケガや病気により亡くなられた場合	・現地でのご遺体の埋葬ご遺体の日本への移送
その他	救援者の渡航・宿泊手配遭難された場合の捜索・救助

※原則として、上記サービスは治療・救援費用保険金としてお支払いの対象となります。

相談・紹介サービス

「海外サポートデスク」では、補償の内容に関する相談、保険金請求に関する相談、旅行中の各種トラブル時の相談等さまざまな相談に日本人スタッフがお応えいたします。

〈提供サービス〉

(Jack) - Con					
ケガや病気になった場合	家族・勤務先への連絡代行(※1)親族の切符、ホテルの手配(※1)通訳の手配(※2、※3)				
事故や事件に巻き込まれた場合	●補償の内容に関する相談・照会●ホテル等へのスケジュール変更の連絡代行				
損害賠償を求められた場合	◆クレームエージェントへの引継◆弁護士の紹介(※1、※2、※3、※4)(注)保険の対象とならない場合もあります。				
現地で保険金を請求する場合	保険金請求書類の受付、請求方法のご案内				

- (※1) 保険金の限度内であれば無料となります。
- (※2) 保険の対象とならないアクシデント、トラブル等の場合でも、できる限りのサポートをいたします。ただし、費用はお客さまのご負担となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (※3) 通訳・弁護士の紹介・手配は、現地の時間またはサービス提供地域によりましては、ただちにサービスを提供できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (※4) 法律問題が生じた場合、弁護士を紹介いたします。ただし、弁護士の選任の結果 (判決内容等) については責任を負いかねます。



IV. 各サービスご利用上の注意点

各サービスご利用上の注意点

1.お客さまの自己負担について

各サービスに伴って発生した治療費・移送費等 の実費が、ご契約の保険金額(ご契約金額)または限度額を超過する場合には、その超過部分 (アシスタンス専門会社の手数料を含みます) については、お客さまの自己自担となります

(超過しない限り、お客さまの自己展担になりません)。保険金のお支払い対象とならない実費・ 手数料をお客さまからアシスタンス専門会社に お支払いいただいた上ではじめてサービスを提供させていただきますので、あらかじめご了承 ください。

サービス提供後に保険金のお支払い対象とならないことが判明した場合は、一切の費用はお客さまの自己負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまからアシスタンス専門会社に見込額・手数料をお支払いいただいた上でサービスを続けさせていただきます。

2.サービス適用除外地域について

戦争等の理由により安全性が確保されない場合はサービス提供をおこなっておりません。また、山岳部、離島等都市部から遠く離れた地域において、通信、交通手段が確保されない場合には同様にサービスの提供をお断りする場合があります。なお、サービスが受けられない地域は予告なりに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

3.サービス開始までの所要時間について 受付時の現地時間 ご旅行地域によりまして

受付時の現地時間、ご旅行地域によりましては 通信、交通機関の混み具合等によりサービスを 開始するまでに一定の時間を要する場合があり ますのであらかじめご了承ください。

また、通訳の紹介・手配、弁護士の情報提供は、 現地の時間またはサービス提供地域によりまして は、ただちにサービスを提供できない場合があり ますので、あらかじめご了承ください。

4. 医療機関、交通機関等の国による違いについて 海外においては文化、慣習または通信・交通の整備 状況などの違いから、日本と比較すると医療機関や 交通機関での待ち時間が長くならざるを得ない場合 がありますのであらかじめご了承ください。

5.医療機関の医療過誤、交通機関の交通事故について 手配させていただいた医療機関の医療過誤や、 手配させていただいた交通機関の交通事故等に つきましては弊社は一切の責任を負いかねます のであらかじめご了承ください。

6.サービスをお断りする場合

お客さまの海外旅行保険のご契約内容(普通保 険約款および特約)に基づき、保険金のお支払 い対象とならないケガ、病気、事故に該当する 場合にはサービスの提供をお断りさせていただ きます。

次の場合にはキャッシュレス・メディカルサービスを受けることはできませんので、お客さまご自身で医療機関に治療費をお支払いください。

●各国の状況や個別の病院、医師の事情によりキャッシュレスの取扱いが受けられない場合

・以下の費用等の実費がご契約の保険金額または限度額を超過する場合・・キャッシュレス・メディカルサービス提携病院で発生

した治療費用等 ・提携アシスタンス会社、クレームエージェント等が

・旋病アンスタンス会社、クレームエーンエント等か 提供する各サービスの費用 ・保険の対象となるケガまたは病気であることが確認

保険の対象となるケガまたは病気であることが確認 できない場合、またキャッシュレス治療の後で保険 の対象とならないことが判明したときは、弊社より 後日直接お客さまに治療費用の請求をさせていただ きますので、あらかじめご了承ください。

保険金のお支払い対象とならない主な場合はP7~8 のとおりですが、詳しくはご契約のしおり(普通保 険約款・特約集)をご参照ください。

7. 「海外サポートデスク」日本語でのサービスについて 「海外サポートデスク」では日本語で各種相談 にお応えしておりますが、海外におきましては 現地の各種業者を通じてサービスの提供をおこ

なっておりますので、現地の係員、医師または看護師等につきましては原則として日本語を話すことはできませんのであらかじめご了承ください。





V. キャッシュレス・リペアサービス(ご帰国後)

キャッシュレス・リペアサービス

キャッシュレス・リペアサービスは、「携行品損害補償特約」をセットされたお客さまが海外旅行中に保険事故で破損したお客さまのスーツケースやカメラ等の修理に際し、修理代金を弊社が保険金として修理業者へ直接お支払いさせていただくことで、お客さまにとって修理代金のお立替えが不要となるサービスです。お電話いただくことで「修理の手配からお品物の回収、修理、修理代金のお支払い、お届け」までのサービスをご利用いただけます。

〈修理、回収、お届けサービス〉

保険対象事故でスーツケースやカメラ等が破損した場合、お客様のご自宅から無料で回収し、修理後、お客さまのご自宅へ無料でお届けします。修理のための販売店・修理工場への持込み・引取りの手間・費用がかかりません。

〈キャッシュレス・リペアサービス対象品〉

スーツケース・デジタルカメラ・ビデオカメラ・パソコン

(ご利用方法)

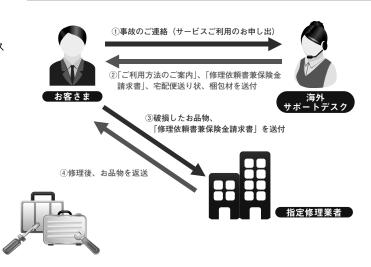
携行品損害保険金のお支払い対象となる破損事故でキャッシュレス・リペアサービスをご希望される場合は「海外サポートデスク」までご連絡ください。

【海外サポートデスク】0077-78-7365 (通話料無料)

- ①「海外サポートデスク」にてお電話で事故受付をいたします。後日お品物を回収に伺いますので、回収のご希望日時をお知らせください。
- ② 後日、「海外サポートデスク」から「ご利用方法のご案内」と「修理依頼書 兼保険金請求書」が届きますので「修理依頼書兼保険金請求書」の必要 事項にご記入ください。
- ③「修理依頼書兼保険金請求書」とともにお品物を回収いたします。
- ④ 修理が完了しましたらご自宅へお届けいたします。
- ※ご利用方法詳細は「ご利用方法のご案内」をご参照ください。

「キャッシュレス・リベアサービス」 は株式会社プレステージ・インターナショナルとの提携 により運営されています。 【ご注意】キャッシュレス・リペアサービスをご利用の際は必ず以下をお読みください。

- ○「携行品損害補償特約」をセットいただいていない場合には、サービスをご利用いただくことはできません。また、「携行品損害補償特約」をセットいただいている場合であっても、経年劣化による故障や塗料の剥がれなど単なる外観の損傷であり利用に支障が無いなど、保険金お支払の対象外となる場合には、サービスをご利用いただくことはできません。
- ○破損状況などによっては修理が不可能な場合がございます。また、修理が可能な場合であっても、修理代金が限度額(1点あたり10万円)または時価額のいずれか低い額を超過する場合には、その超過部分はお客さまの自己負担となります。このような場合には、「海外サポートデスク」より連絡させていただきます。
- ○キャッシュレス・リペアサービスのご利用可能な地域は日本国内に限ります。
- ○修理には提携業者へ届いてから通常でも1ヶ月程度が必要となります。また、ご依頼時期や破損状況などによっては、更に日数を要する場合もありますので、あらかじめご了承ください。次回出発日が迫っている場合などは特にご注意ください。





II. ケガ・病気に関する英会話・英単語(その1)

医師に診断書等の作成を依頼するには

このページを病院窓口または医師に直接ご提示ください。

(日本語)

医師の方へ

保険金請求のために必要ですので、次の書類を交付してください。

- ・診断書(保険金請求書をご使用ください)
- ・治療費請求明細書および領収書

(英語) (English)

TO THE ATTENDING DOCTOR:

Please deliver the following documents which are necessary for the claim of benefits.

- · Medical Certificate (Please fill out the attached form.)
- · Bills of medical expenses and receipts

(フランス語) (French)

A L'INTENTION DU DOCTEUR :

Veuillez remettre les documents suivants qui sont exiges, de maniere a pouvoir toucher vos indemnites.

- Certificat medical (Veuillez remplir l'unprime qui l'accompagne.)
- · Factures et recus des frais medicaux

(ドイツ語)(German)

Fuer den Doktor:

Bitte ueberbringen Sie die folgenden Dokumente, die fuer die Forderung der Leistungen notwendig sihd.

- · Aerztliche Atteste (Bitte das beiliegende Formular ausfuellen.)
- · Rechnungen der aerztlichen Ausgaben und Belege

(スペイン語) (Spanish)

A los Sres. medicos:

Sirvanse entregar los documentos siguientes que son necesarios para la reclamación de los beneficios.

- · Certificado medico (Sirvanse llenar la forma adjunta.)
- · Facturas de los gastos medicos y los recibos

もしものときの医療用語一覧

症状を表す語句(部位共通) Inflammation Hot Flushes 炎症 のぼせ Pain 疲れ Fatigue 苦痛 Pressure けいれん Convulsion 圧迫 Dull Pain ふるえ Trembling 鈍痛 激痛 Severe Pain しがわ Numbness Sensory Disturbance Throbbing Pain 知覚異常 ずきずきする痛み Constant Pain 骨折 Fracture 常に存在する痛み Occasional Pain 捻挫 Sprain 時々起こる痛み 打撲症 焼けるような痛み Burning Pain Bruise Itching Chills かゆみ 悪寒 Shaking Chills 戦慄 発疹 Rash Édema Hives おくみ じんましん はれ. Swelling こぶ Bump

病気になる get llur, be injured カスピック (電話で) (電話で) (電話で) (電話で) (電話で) (電かいかせて) (電話で) (音かいかせて) (音かいかせて) (音かいかせて) (音かいかせて) (音がいかせて) (音がい

Is hospitalization necessary?
How long do I have to keep rest?
May I continue my trip?
How offen do I take the medicine?
How any fail take the medicine?
How many fail take the medicine?
I don't feel any better.
I feel a little better now.
I feel a little better now.
I mearly recovered, thank you.



VI. ケガ・病気に関する英会話・英単語(その2)

名称と固有の症状を表す語句				
(頭部)		®のど	Throat	
①脳	プレイン Brain	扁桃腺炎	グンサライティス Tonsillitis	
②頭蓋骨	Skull	咽頭痛	Sore throat	
3頭	Head	(胸部)		
熱	Fever	①心臓	Heart	
頭が痛い	Ĭ have a headache.	胸部圧迫感	Pressure on the chest	
気分が悪い	I feel sick.	呼吸困難	ブリーズィング ディフィカルティ Breathing difficulty	
熱っぽい	I feel feverish.	動悸	Palpitation	
めまい	I feel dizzy.	②肺	Lung	
4目	Ĕve	肺炎	Pneumonia	
赤目	Red eyes	③胸	Chest	
流涙	Watery eyes	4胃	Stomach	
まぶたのはれ	Puffy eyelids	胃の不快感	Stomach discomfort	
⑤耳	Éar	胃の重い感じ	A dull, heavy feeling in the stomach	
耳鳴り	Tinnitus	胃痛	Stomach-ache, Pain	
耳痛	Ear-ache, Sore ear	胃潰瘍	Stomach ulcer	
聴力不振	Hearing difficulty	嘔吐	Vomiting	
聴力不能	Deafness	胸やけ	Heart burn	
6鼻	Nose	食欲不振	Loss of Appetite	
鼻血	ネイザル ブリード Nasal bleed	食中毒	アード ポイゾニング Food poisoning	
鼻づまり	Nasal obstruction	⑤腎臓	Kidney	
⑦ □	Mouth	⑥肝藏	Liver	
しゃっくり	Hiccup	⑦腸	Intestine	
痰(たん)	Sputum	盲腸炎	アペンダサイティス appendicitis	
咳 (せき)	Cough	8腰	Waist	
げっぷ	Belching	9手	Hand	

(下半身)		②卵巣	Övarium
①膀胱	ブラッダー Bladder	子宮	Ūterus
排尿	ユアリネィション Urination	月経	Periods, Menses, Menstruation
便	Štool	膣出血	ヴァジャナル ブリーディング Vaginal bleeding
腹が張る感じ	Fullness in the Stomach	妊娠	Pregnancy
便秘	カンスタペイション Constipation	3足	Foot
下痢	Diarrhea	膝を曲げる	
肛門出血	ラクタル ブリーディング Rectal bleeding	膝を伸ばす	Straighten the knee

医療技術用語

手術	deration derivation	湿布	Compress
血圧	Blood Pressure	マッサージ	Massage
体温	Temperature	脈はく	Pulse

医薬品用語(50音順

アスピリン	Aspirin	抗生物質	Antibiotic
アルコール	Alcohol	消毒薬	ディスィンフェクタント Disinfectant
アンモニア	Ammonia	塗布薬	Ointment
胃腸薬	Stomach medicine	処方箋	プリスクリプション Prescription
オキシフル	Oxyfull	睡眠薬	Sleeping pill
ガーゼ	Gauze	脱脂綿	Absorbent cotton
風邪薬	Medicine for colds	鎮痛剤	Pain-killer
かゆみ止め	dintment for itching	鎮静剤	Sedative
気つけ薬	リストーラティブ Restorative	軟膏	Salve
薬	Medicine	絆創膏	Adhesive plaster
下剤	Laxative	包帯	Bandage
解熱剤	フェブリフュージ Febrifuge	目薬	Eye drop
下痢止め	メディスィン フォー ルーズ ストマック Medicine for loose stomach	ヨードチンキ	Iodine tincture



くしゃみ

口の荒れ

歯痛

Sneezing

Sore mouth

Tooth-ache

Ⅲ. 保険期間延長の手続き

⑩脊柱

神経痛

ご旅行中、旅行日程の変更等により保険期間(ご契約期間)の延長を希望される場合には、下記の要領でお手続きください。

Back-Bone

Neuralgia

ただし、旅行日程の変更内容によっては保険期間を延長いただけない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

- ※1 通算保険期間が31日を超える期間延長はできません。
- ※2 保険期間を延長された場合、傷害後遺障害、携行品損害、旅行事故緊急費用の補償につきましては、延長された期間を含め、保険期間を通じて保険金額(ご契約金額)が保険金お支 払いの限度となります。

お手続き方法

- ●電話などにより、お客さまの日本における連絡先(ご家族)にご連絡・ご依頼ください。
- ●ご依頼を受けられたご家族の方が、「カスタマーセンター」にお申込みください。

カスタマーセンター

130800-700-0600

受付時間 9:00 ~ 18:00 (年末年始を除く)

《保険期間延長に必要な連絡事項》

- ・ご契約者氏名・住所
- ・被保険者氏名・生年月日
- · 証券番号
- ・保険期間
- ・ご希望の延長保険期間(○年○月○日まで延長)



- (注 1)変更内容により、保険料の追加払込みが必要となる場合があります。この場合、お客さまの日本における代理の方から弊社に払込みいただきます。 手続きは保険料の払込みをもって完了となります。保険期間終了前に手続きが完了していない場合は、延長ができなくなりますのでご注意ください。
- (注2) 手続き方法の詳細につきましては「カスタマーセンター」よりご案内いたします。
- (注3) 保険期間延長の手続きは、「海外サポートデスク」ではできませんので、ご了承ください。

【ご注意】以下の場合には保険期間延長の手続きは不要となります。

被保険者が保険期間の末日までに旅行の終了を予定していたにもかかわらず、下記の事由により遅延した場合には、保険期間は到着が通常遅延すると認められる時間で、 かつ72時間を限度として自動的に延長されます。

- ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- ② 交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
- ③ 被保険者が治療を受けたこと
- ④ 被保険者の旅券の盗難または紛失(ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限ります。)
- ⑤ 被保険者の同行家族または同行予約者が入院したこと
- ※家族タイプをご契約の場合は上記以外にも自動延長される場合がございます。詳細は家族旅行特約をご確認いただくか、カスタマーセンターへお問い合わせください。



Ⅲ. 保険金ご請求の手続き(その1)

保険金ご請求の手続き

1. 事故のご連絡とご請求方法

海外旅行中、事故に遭われた際に保険金をご請求いただく方法は以下のとおりです。

(1) 事故の発生

- ①事故が発生した場合には、事故発生の日からその日を含めて30日以内に「海 外サポートデスク」までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって弊 社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
 - ●ご帰国前にご連絡いただいた場合や、キャッシュレス・メディカルサービス を受けられた場合には、あらためて事故のご連絡は不要です。
- ②他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③賠償責任を補償する特約をご契約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交 渉・損害賠償請求権の委任等は、必ず弊社とご相談のうえ、おすすめください。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

被保険者 (補償の対象となる方) が実際に被った損害などの補償については、補償 が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保 険金の有無によって、弊社がお支払いする保険金の額が異なります。

〈弊社がお支払いする保険金の額〉(注1)

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は支払責任 額(注2)をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額(注2) を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共 済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。
 - 注1: お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によって は、上記と異なる場合があります。
 - 注2:他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済 金の額をいいます。

(3) ご請求方法

①ケガ・病気の場合

- ●キャッシュレス・メディカルサービスや医療機関の紹介・予約サービスをご 利用の場合:病院に行く前に「海外サポートデスク」へご連絡ください。必要 なお手続き等についてご案内いたします。
- ●ご自身で治療費等をお支払いになった場合:病院で治療費をお支払いになっ た場合には、診断書・治療費の明細書および領収書等をお取付けの上、ご帰 国後、ご連絡ください。

②携行品の盗難・破損事故の場合

盗難事故の場合:ただちに最寄りの警察に連絡し、盗難証明書をお取付けください。

- ●破損事故の場合:カメラがあれば、被害品全体と損害箇所がわかるように写真 をお撮りください。修理できる場合には、修理見積書または領収書をお取付け ください。修理が不可能な場合には、現物を確認させていただくことがありま すので、処分されないようにお願いします。
- ●ご帰国後、「海外サポートデスク」へご連絡ください。 現地にてご不明な点が あったときも、「海外サポートデスク」へご連絡ください。

③その他の事故の場合

事故発生後、すみやかに「海外サポートデスク」へご連絡ください。必要なお手 続きについてご案内いたします。

(4) 保険金のお支払時期

弊社は保険金の支払請求時に必要となる書類等としてご案内した書類を提出いた だいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事 項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必 要な場合には、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は弊社 までお問合わせください。

(5) 保険金の代理請求

被保険者 (補償の対象となる方) に保険金をご請求いただくことができない次のよ うな事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代 理人として保険金をご請求いただくことができる制度(「代理請求制度」といいま す)がございます(被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご 請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません)。

●保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると弊社が認めた場合

●弊社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など



Ⅲ. 保険金ご請求の手続き(その2)

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ②上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場 合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求でき ない事情がある場合には、上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の3親 等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金をご請求いただくことができない場合に備えて、上記に該当する 方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせいただくようお願いいたします。 被保険者の代理人からの保険金のご請求に対して弊社が保険金をお支払いした後に、 重複して保険金のご請求を受けたとしても、弊社は保険金をお支払いできません。

(6) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求 権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約集)をご確認く ださい。

2. 保険金請求に必要な書類 被保険者(補償の対象となる方)または保険金を受け取るべき方は、下記<別表「保険 金請求書類」>のうち弊社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、 必要に応じて下記 < 別表「保険金請求書類」 > 以外の書類の提出をお願いする場合があ りますのでご了承ください。

〈別表「保険金請求書類」〉

- 弊社所定の保険金請求書
 - (個人情報の取扱いに関する同意を含みます)
- 弊社所定の傷害(疾病・損害など)状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等をご申告される書類をいいます。また、事故状況を確認す るためにこの報告書の他、❺~❶に掲げる書類もご提出いただく場合があります。
- 被保険者であることを確認する書類 ・ 家族関係の証明書類(住民票、健康保険被保険者証)・各種名簿 など 0
- 保険金の請求権をもつことの確認書類 ■別●・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 など

ケガに関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類

の保険事故の発生を示す書類
・保険事故の発生を示す書類
・公の機関が発行する証明書(事故証明書など)
・死亡診断書または死体検索書
・保険金支払額の算出に必要な書類
・弊社所定の診断書・領収書
・弊社所定の診断書・領収書
・弊社所定の診断書・領で書類
・の他の書類
・変なの他の書類 ・弊社所定の後遺障害診断書 など

③でい他の音類 ・運転資格を証する書類(運転免許証など) ■図■・調査同意書(弊社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書)など

疾病に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類

①保険事故の発生を示す書類

例 ・弊計所定の診断書 ②保険金支払額の算出に必要な書類

例 ・弊社所定の診断書または領収書

●例 ・調査同意書(弊社が疾病の状況や程度などの調査を行うために必要な同意書)など

損害賠償責任に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類

(保険事故の発生を示す書類・公的機関が発行する証明書・審故証明書・事故証明書)またはこれらに代わるべき書類(被害届出受理番号を記入した書類・示談書またほこれに代わるべき書類・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真など
②保険金支払額の算出に必要な書類・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真など

修理見積書、請求明細書、領収書

休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書)

京 京 京 通費、諸費用の明細書 購入時の領収書、保証書、仕様書 図面(配置図、建物図面)

例

その他の費用の支出を示す書類

受領している年金額の確認資料

労災からの支給額の確認資料

③その他の書類

権的物料 大取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承 諾を証明する書類)

・調査同意書(弊社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など

その他費用に関する保険金をご請求いただく場合に必要となる書類

「保険事故の発生を示す書類 「保険事故の発生を示す書類 ・公的機関が発行する証明書(事故証明書、盗難証明書など) 例の公的機関の写真

②保険金支払額の算出に必要な書類

被害品の価格を証明する書類

修理見積書 例

領収書 など

調査同意書(弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書) 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの

個

パスポートのコピー 運転免許証のコピー

・旅行契約申込書、ツアー旅程表 など



IX. 海外旅行保険の概要(その1)

海外旅行保険の主な保険金(特約)とその概要を記載しています。詳細は海外旅行保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)をご確認ください

海外旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者 (補償の対象となる方) が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます

保険金 の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 死 亡 保険金	海外旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額※同一のケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、傷害死亡保険金額からその額を差し引いてお支払いします	①ご契約者、被保険者または保険金受取人の 故意または重大な過失 ②闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③自動車、原動機付自転車の無資格運転中、 酒気帯び運転中または麻薬等の影響により 正常な運転ができないおそれがある状態で の運転中の事故 ④ 脳疾患、病気または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 (211) ⑦自動車等の乗用具による競技、競争もしく は興行またはこれらのための練習を行って いる間の事故
傷 害 後 遺 障 害 保険金	海外旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日 を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合	傷害後遺障害 保険金額 × 後遺障害の程度に応じた 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%) ※お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間 を通じて傷害後遺障害保険金額が限度となります	8 むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの (322) (傷害後遺障害保険金のみ) ③ 危険な職業に従事中のケガ ⑥ 旅行開始前・終了後に発生したケガ など (注1)テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる[テロ行為権限特約]により、保険金お支払いの対象とがはす (注2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レンケジを検査 脳波所見・神経学的検査、眼科・耳鼻科検査 等によりその根拠を証明することができないものをいいます
疾 病 死 亡 保険金	① 海外旅行中に病気により死亡された場合 ② 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(準) ③ 海外旅行中に感染した所定の感染症(準)によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 (注) 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生(注) 原発症とは、コレラ、天然痘、発疹(はっしん)チフス(辞群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグが、カリ、ア・コンゴ出血熱、マールブルグが、カリ、ア・コンゴ出血熱、マールブルグが、ボーストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血が、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、陽チフス、	、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症 5、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅ 1熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエン	① ご契約者、被保険者または保険金受取人の 故意または重大な過失 ② 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ^(注) ④ 妊娠、出産、早産または流産が原因の病気 ⑤ 歯科疾病 (注)ラロ行為によって発生した病気に関しては、自動セットされる 「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象とな ります
治救費保験・援用金	●治療費用に関するもの ① 海外旅行中の事故によるケガにより、治療を受けられた場合 ② 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間 を経過するまでに治療を受けられた場合 (注) 旅行終了後の日を含めて30日を経過するまでに治療を受けられた場合 (注) 旅行終了後10年後7後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに関 ります (注2) 感染症とは、コレラ・ペスト、天然症、発疹 (はつしん) チフス・ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、垂症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリシア・コンコ出血熱、マールブルグ病、コウンジオイアス症、デング熱・蜀山虫(がつこうちゅう)、ヴェストナイル際・リッサウイルス感染症、青症性性血熱、ハンタウイルス病体医療、高病療性病・インアルンナ・ニバウパル3破発症、赤痢・三族介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱・レブトスビラ症をいいます を含めて180日以内に死亡された場合 ② 海外旅行中の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② 海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上は33 続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に治療を開始した治療を開始した後のでするない場合とは、日数にようず入院された場合とのの費用については3日以上続けて入院された場合とのの費用については3日以上続けて入院された場合とのの費用に対しる場合、第次タイプモご契約の場合は、10年の日を含めて30日以内に死亡された場合、海外旅行中に発病した病気により、旅行中に治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡さない場合、等等等のの機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合	●治療費用に関するもの 下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上 妥当と認められる金額(下記の①~3、⑥、⑦については、 ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります) ① 医師・病院に支払ったき疹・入院関係医師のみまで 静養する場合の宿泊施設容累和大きる適合。 ③ 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④ 入院のため必要になった。18際電話料等通信費、りの回り品購入費(1回のケガ、病気について、りについて、は5万円、などを含通費、の回り品購入費(1回のケガ、病気について、りについて、は5万円、など合計で20万円が旅行行程離脱後、当初の変を変通費、名にのも必要な交通費、不定では一次では5万円、など合計で20万円が旅行行程を受けた金額で支担とを要けた金額で支担した要のまで、18年間では、19年間には、19年間には、19年間には、19年間には、19年間には、19年間には、19年間には、19年間には、19年間では、	①ご契約者、被保険者または保険金受取人の放意または罪行為場失。②闘争す為、犯罪行為 中、原動操行自転車の無資格運転等のがある。 中、活動での運転ができないおそれが選手の事故 (4) 戦争(4) 東京市場できないがある。 中、活動では、100円のできないがある。 中、大きないのでのでは、100円の



以. 海外旅行保険の概要(その2)

海外旅行中とは、保険期間中で、かつ、被保険者 (補償の対象となる方) が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます

保険金 の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個賠責保険金	被保険者 (注1) が海外旅行中における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物 (注2) に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 (注1) 被保険者が責任無能力者である場合は、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金お支払いの対象となります (注2) レンタル業者よりご契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品、宿泊施設の客室・客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます)、住居等居住施設内の部屋・部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます)を含みます	損害賠償金の額 ー 自己負担額(0円) ※1回の事故につき個人賠償責任保険金額が限度となります ※別枠で約款所定の費用(損害防止軽減費用等)をお支払 いすることがあります ※賠償額の決定については、事前に弊社の承認が必要です ※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われてい る場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあり ます	1.次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません ①ご契約者、被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⁽³⁾ 2.次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません ①職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ④同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ④同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑤心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑤が空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きまず)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 (5) 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きまず)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 (3) デロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります
携行品 損 害 保険金	海外旅行中に携行する身の回り品(註)に、偶然な事故により損害が発生した場合 (注)被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。ただし、下記のものは対象に含まれません ①通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります ②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証、その他これに類する物。ただし自動車または原動機付自転車の免許証やバスボートについては補償対象となります ③船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品 ④被保険者が山岳登はん(ビッケル等の登山用具をの危険な運動を行っている間のそのための用具やサーフィン等を行うための面具の動なよび口ッククライミング等をいいます。)などの危険な運動を行っている間のそのための用具やサーフィン等を行うための用具である物 ⑤動物および植物 ⑦商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器	損害の額 ー 自己負担額 (0円) ※保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります ※携行品損害保険金額が30万円を超える場合は、盗難、強盗および航空会社に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は、保除期間を通じ730万円となります ※損害の額は携行品1個、1組または1対あたり10万円 (乗車券等は5万円)が限度となります ※損害の額とは修理費、または再調達価額(同等のものを再度新品で購入するために要する費用をいいます)から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再取得費用(現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費を含みます)をいいます ※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります	① ご契約意または保険金受取人の故意または重大な過失 ②自動画、原動機付自転車の無資格の形式を通失である。 中、活力でできないおそれできないおそれで、 一次の運転ができないおそれで、 一次の運転ができないおそれで、 一次の運転ができないおそれで、 一次の運転ができないおそれで、 一次の運転ができないおそれで、 一次の運転ができないおそれで、 一次の運転ができない。 ③ 差押え、破壊等の公権力の行使(火災査 防・避難破壊を含みません) ⑤ 保険の対象の自然の消耗・性質によるさない。 ⑥ 保険の対象の自然の消耗・性質によるさない。 かび、変色その他類似の事由またはなずみ食い、虫食い ⑦ 保険の対象の置き忘れ・紛失なりまで、 (注)テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為相信特別」により、保険金も支払いの対象となります。
航客 有延 費 保 ※2013年12月18日以及の 5 英興 保 ※2013年12月18日以及 6 元英級 5 元基金 5 元 5 元 5 元 5 元 5 元 5 元 5 元 5 元 5 元 5	航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機到着後6時間以内 に予定目的地に運搬されなかったため、やむをえず必要となった 身の回り品購入のための費用を負担した場合	身の回り品購入費 ※身の回り品購入費とは、次の①から③のものをいいます ①衣類購入費(下着・寝間着等の必要不可欠な衣類) ②生活必需品購入費(洗面用具など) ③上記①②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 ※1回の事故につき10万円が限度となります ※目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります	①ご契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 反 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(自動セットされる「テロ行海補情特約」により、テロ行為による損害は保険金のお支払いの対象となります) ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
旅事緊費保 ※2013年3月 ※2013年3月 ※2013年3月 ※2013年3月 ※2013年3月 ※2015年3月 ※201	海外旅行中の予期せぬ偶然な事故 (章) により被保険者が海外旅行中に下記費用の負担を余儀なくされた場合 ①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代 ④ 国際電話料等通信費 ⑤ 渡航手続費 ⑥ 渡航先での各種サービス取消料等 ⑦ 身の回り品購入費 (注) 予期せぬ偶然な事故とは、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社 (ツアーオペレーターを含みます) によって、事故の発生が証明されるものに限ります (注) この費用を補償する保険契約等を複数ご契約された場合でも、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんのでご注意ください。	実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担することを予定していた金額等を除きます)ただし、左記③食事代については次のa. またはb. のいずれかに該当した場合に、①身の回り品購入費については次のc. に該当た場合に限りお支遅延、欠搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠搭乗予能、または、搭乗した航空機の着陸地変更が、6時間以内に代替機を利用できな此予定航で制力に搭乗した航空機の運延等により、6時間以内に代替機を利用できないときと、被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着時刻から6時間以内に代替権を利用できないときと、被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手微が目的地に運搬されなかった場合で、航空機の対に便者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に運搬されなかった場合で、航空機が移り地に到着してから96時間以内に養力で、1000分で、1000分で、1000分で、1000分で、1000分割で、1000分で、1000分で、1000分で、1000分で、1000分で、1000分で、1000分で、1000分で、1000分ので、1000分で、1000分で、1000分で、1000分で、1000分で、1000分の、10000分の、1000分の、1000分の、1000分の、1000分の、1000分の、1000分の、1000分の、1000分の、10000分の、10000分の、10000分の、10000分の、10000分の、10000分の、10000分の、10000分の、100000分の、10000分の、10000分の、10000分の、10000000分の、10000000000	①ご契約者、被保険者または保険金受反の放行意味を受しては法海海の放行自転車の無漢等のがある。 ③自動車の大変を重要をできないます。 ③自動車の大変を重要をできないます。 ④ 関係を関係を重要をできないます。 ・ はいますが運転ができないます。 ・ はいますが運転ができないます。 ・ はいますが運転ができないます。 ・ はいますが運転ができないます。 ・ はいまなでできないます。 ・ はいまなでできないます。 ・ はいまなでできないます。 ・ はいまなでできないます。 ・ はいまないで、 ・ はこれらいで、 ・ はこれらいで、 ・ はこれらいで、 ・ はこれらいで、 ・ はこれらいで、 ・ 通機関の病ののは、 ・ でを学的他覚の病のののができないます。 ・ はがロッケルラグラライミを構作を対象をで、 ・ はいいます)、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

- ※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします
 ※家族タイプの場合のご注意
 ●個人賠償責任、携行品損害および航空機寄託手荷物遅延等費用については、本人および本人と一緒に旅行されるご家族のうち保険証券・契約確認書に記載された方(被保険者)全員で一つの保険金額を共有します。
 ●被保険者は本人および以下に該当するご家族のうち保険証券・契約確認書に記載された方となります。
 ①本人の配偶者、婚姻の届出を予定されている方を含みます)
 ②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)
 ③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)
 ③本人または配偶者と生計を共にする同居の未婚*の子
 *未婚とは、婚姻歴のないことをいいます。
 (注1)上記の家族構成は、保険契約締結時におけるものをいいます。
 (注2)ご家族の範囲以外の方がご加入された場合は、家族旅行特約の規定に従い、保険金が削減されたり、保険金がお支払いできないことがあります。

(2016 5改) (C01-003) N16D350030 (1605)